

キャリアアップ助成金（人材育成コース）

平成 27 年 4 月 10 日拡充

有期契約労働者、●一般職業訓練（Off-JT） または ●有期実習型訓練（「**ジョブ・カード**」を活用した Off-JT と OJT を組み合わせた 3～6 か月の職業訓練）を行った場合受給できます。

＜チェック項目＞

- ☑ 社会保険に加入している事業所（加入義務がある場合）
- ☑ 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いていること
- ☑ 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、**キャリアアップ計画**と訓練計画を作成し、認定をうけていること
- ☑ 実施期間の開始した日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業主都合により解雇等をしたことがない事業所

助成額・助成率

1 訓練コースにつき以下の額を支給します

●Off-JT の支給額

賃金助成・・・1 人 1 時間あたり 800円（500円）

経費助成・・・訓練時間数が 100時間未満 10万円（7万円）

100時間以上200時間未満 20万円（15万円）

200時間以上30万円（20万円）

※実費が上記を下回る場合は実費を限度

●OJT 分の支給額

実施助成・・・1 人 1 時間あたり 800円（700円）

<1 年度 1 事業所当たりの支給限度額は500万円>

※一般職業訓練の場合、訓練時間が**20時間以上**であること

※1 人当たりの Off-JT の賃金助成時間数は1コースにつき、1,200 時間が限度

※1 人当たりの OJT の実施助成時間数は1コースにつき、680 時間が限度

支給額
（
）
内は大企業の額

～モデルケース～

・情報通信業

・従業員30名

・平成25年6月10日

・平成25年8月1日

キャリアアップ計画書提出

3名 契約社員有期実習型訓練を開始

（期間6か月 Off-JT43時間 OJT382時間）

Off-JT の一部を外部へ依頼（費用10万円）

1月31日

有期実習型訓練を終了し助成金申請

1,120,000円申請！

☆ 詳細は担当までお尋ね下さい ☆

© 2011-2015 日本社会保険労務士法人 All Rights Reserved

